

避難所で
そのまま
使える！

環境衛生 ポスター・資料集

避難所管理者用

水

換気

トイレ

避難所用ポスター

- ① 飲用水 飲める水です
- ② この水は飲めません
- ③ 換気をしましょう
- ④ 共用の洗濯機を使う方へ
- ⑤ このトイレは使えません
- ⑥ 携帯トイレの使い方
- ⑦ トイレの後は手を洗いましょう
- ⑧ トイレの後は手を消毒しましょう
- ⑨ トイレ専用の履物に履き替えましょう
- ⑩ トイレに水を流さないで！
- ⑪ トイレットペーパーはゴミ箱へ
- ⑫ トイレットペーパーはトイレに流す



避難所運営資料

- ① 水道水を汲み置く場合の注意点
- ② 断水解消後の貯水槽の使用再開
- ③ 試験紙による遊離残留塩素濃度の測定方法
- ④ 測定器による遊離残留塩素濃度の測定方法
- ⑤ 貯水槽水の消毒方法
- ⑥ 携帯トイレの準備



い ん よ う す い

飲用水

の みず

飲める水です



て あら

手洗い・うがい



りょう り

料理



あら もの

洗い物

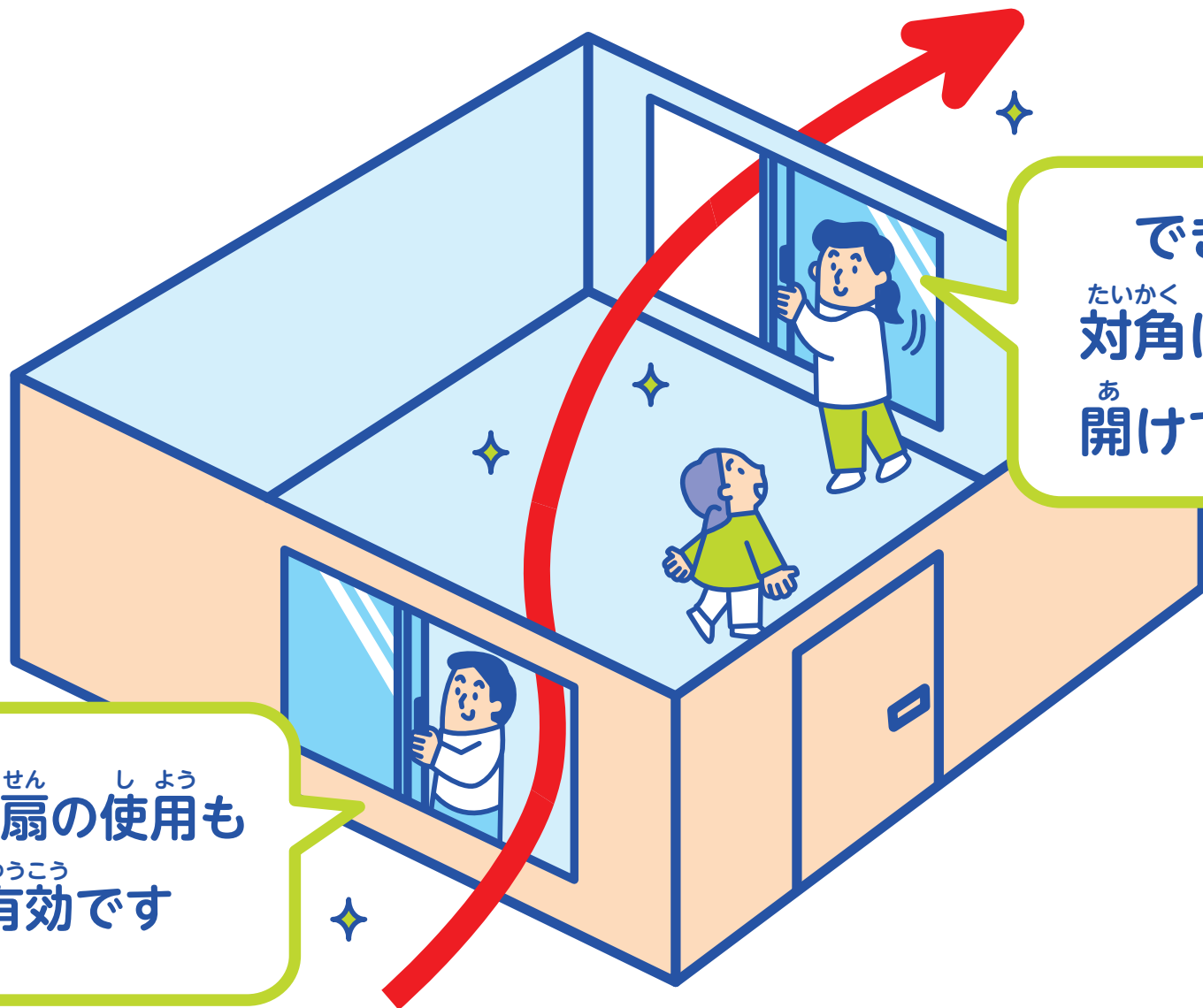
みず
この水は
の
飲めません



かん き 換気 をしましょう

かん せん しょう よ ぼう
感染症予防のため

てい き てき かん き ひつ よう
定期的な換気が必要です



できるだけ
たいかく まど
対角にある窓を
あ
開けてください

かん き せん しょう
換気扇の使用も
ゆうこう
有効です



あつ さむ
暑い・寒いときも
ちよつとだけ
がまんしてね

共用の洗濯機を使う方へ

ルールを守ってきれいに使用しましょう

- 感染性の疾患にかかっている人や、その人に接触した人が着用した衣類等は、洗濯しないこと
- 吐しゃ物や糞便、血液等で汚れた衣類等は洗濯しないこと
- 運動靴、ペット用の敷物等、後で使う人に不快感を与えるおそれがあるものは洗濯しないこと



※必要に応じて施設のルールを書き足してください

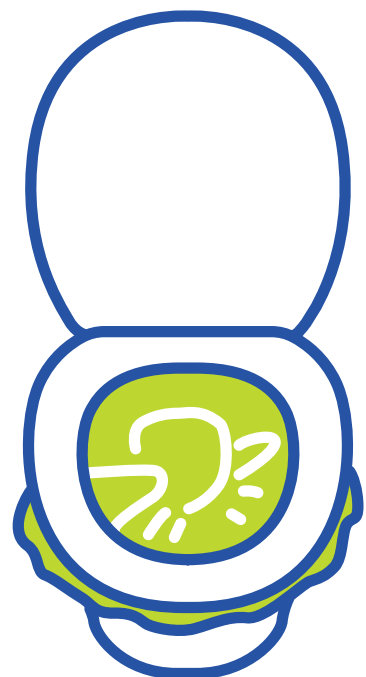
このトイレは
つか
使えませんか



つか
を使ってください。

けい たい つか かた 携帯トイレの使い方

1



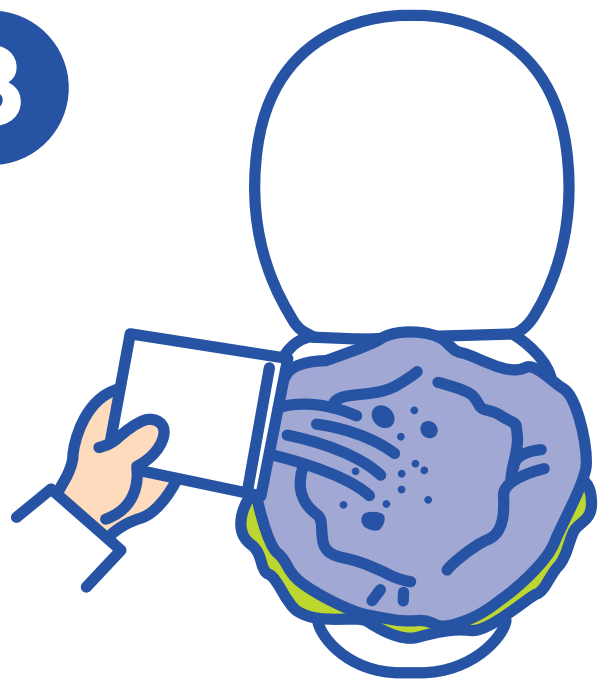
したじぶくろ
下地袋がセットされて
いるか確認する。

2



べんざ うえ はいせつよう
便座の上から排泄用の
袋をかぶせる。

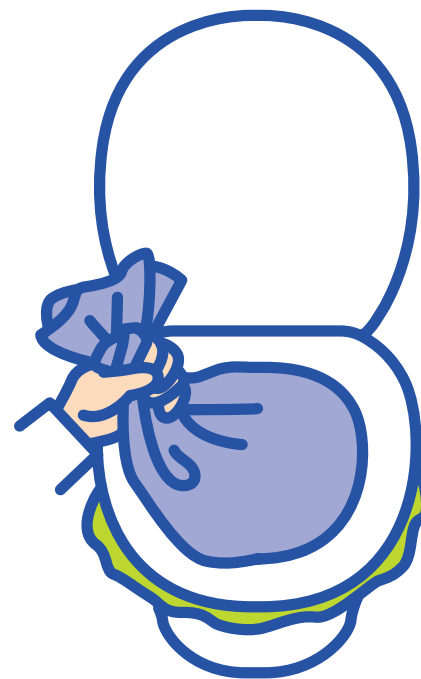
3



ぎょう こ ざい また きゅうしゅう
凝固剤(又は吸収シート
等)を入れ、用を足す。

※ぎょうこざいなど あと い ばあい
※凝固剤等を後から入れる場合もある

4



はいせつよう ふくろ はず くち
排泄用の袋を外し、口
を結んで、指定の場所
に捨てる。

あと
トイレの後は



て
手を
あら
を洗いましょう

トイレの後は 手を消毒しましょう

～^{げんざい}現在、^{みず}水は^{てあら}手洗いに^{しやう}使用できません～

手の消毒方法

- ① ウエットティッシュや
おしぼりで^て手の^{よご}汚れを
よく^お落とす。



- ② ^{じゅうぶん}十分な^{りやう}量の^{しやうどくやく}消毒薬を^て手
のひらに取り、^と手^て全体に^{ぜんたい}
すりこんで、^し自然に^{ぜん}
^{かわ}乾かす。



せん よう はき もの
トイレ専用の履物に
は か
履き替えましょう



みず
トイレに水を
なが
流さないで！

お すい だ
汚水があふれ出します！



げ すい どう ふっきゅう
下水道が復旧するまで

きょうりよく
ご協力ください

トイレトーパーパーは ばこ ゴミ箱へ



トイレットペーパーは なが トイレに流す



水道水を汲み置く場合の注意点

清潔でふたのできる容器に、できるだけ空気に触れないよう、**口元いっぱいまで**入れましょう。



水道水は**保存容器に直接注ぎ、そのまま保存**しましょう（浄水器を通した水や沸かした水を保存しない）。



水を飲むときは雑菌が入らないよう、容器に直接口をつけず、**コップなどに注いで**から飲みましょう。



直射日光を避け、**涼しい場所に保管**すれば、**3日間**使用可能です。（冷蔵庫保管なら 10 日間）



保存期間を過ぎた**水は、洗濯、掃除、トイレ、散水などの生活用水**として利用しましょう。

断水解消後の貯水槽の使用再開

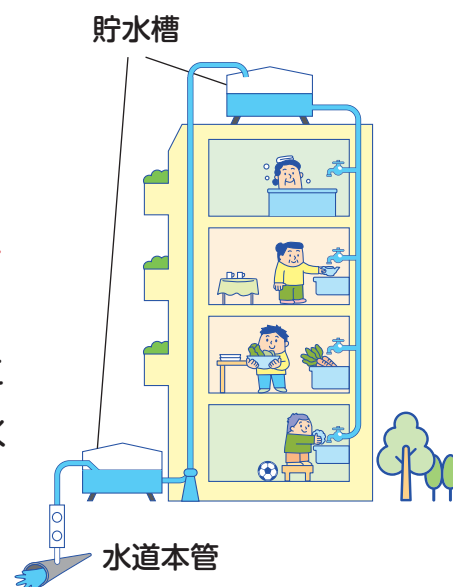
断水解消後には、水道管から濁り水が出る場合があります。

近隣で濁り水が出ていないか、貯水槽等に破損がないかを確認し、異常がなければ貯水槽への給水を再開しましょう。

飲料水として使用を再開できる場合

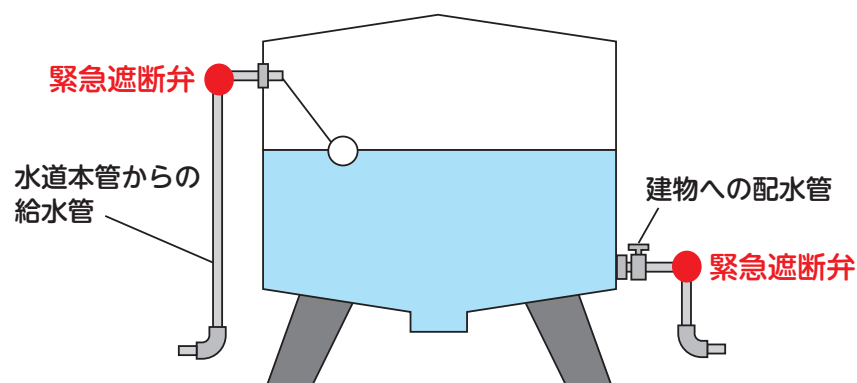
- ・ 貯水槽内部の水に色、濁り等の異常がない
- ・ 建物内の給水栓の水（貯水槽を経由した水）に色、濁り等の異常がなく、残留塩素が検出される

なお、上記の条件を満たせない場合は、業者等による貯水槽清掃を実施した後、飲料水としての給水を再開してください。



断水や停電等が生じていないのに給水栓から水が出ない場合

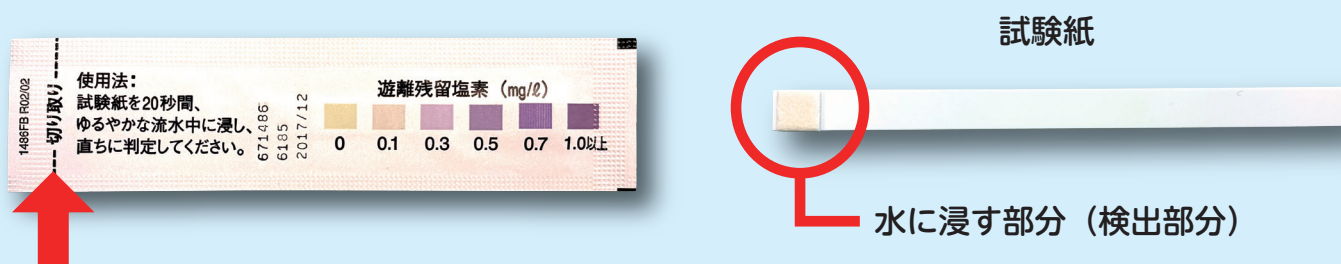
緊急遮断弁がある場合は、地震等により遮断弁が作動し給水が停止することがあります。メンテナンス会社等に相談しましょう。



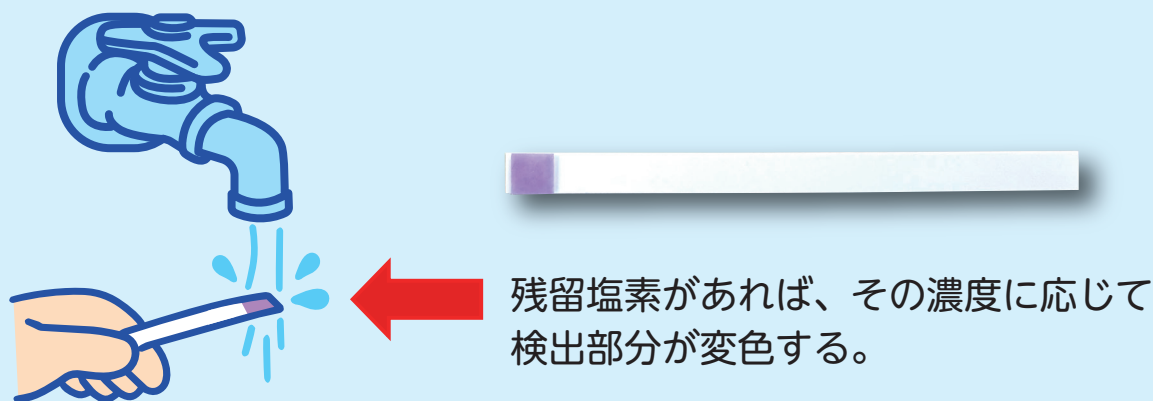
緊急遮断弁の設置例

試験紙による 遊離残留塩素濃度の測定方法

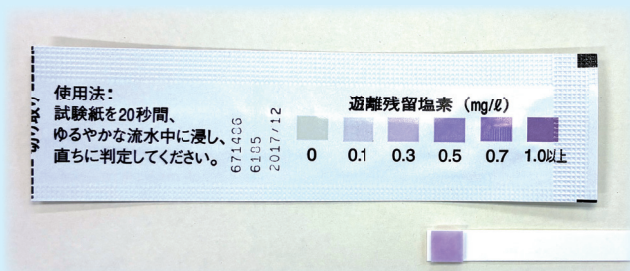
- ① 切り取り線に沿って端を切り取り、中から試験紙を取り出す。



- ② 検出部分をゆるやかな流水に 20 秒間浸す。



- ③ 直ちに検出部分の色と色見本を比較し、一番近い色の部分の数値を読み取る。その数値が遊離残留塩素濃度となる。

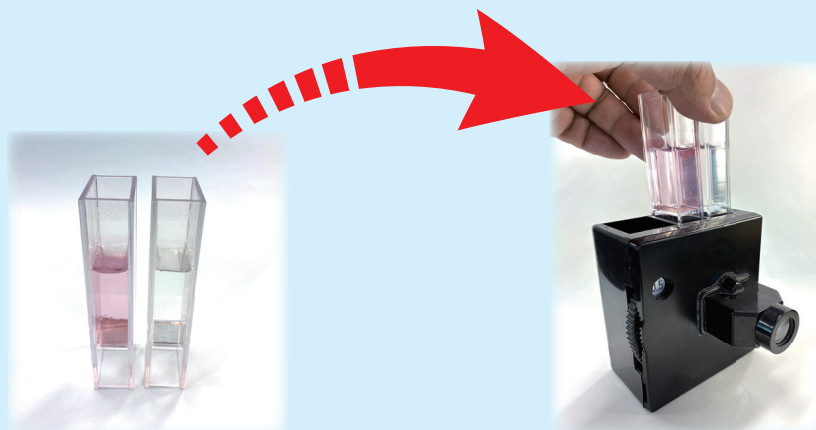


測定器による 遊離残留塩素濃度の測定方法

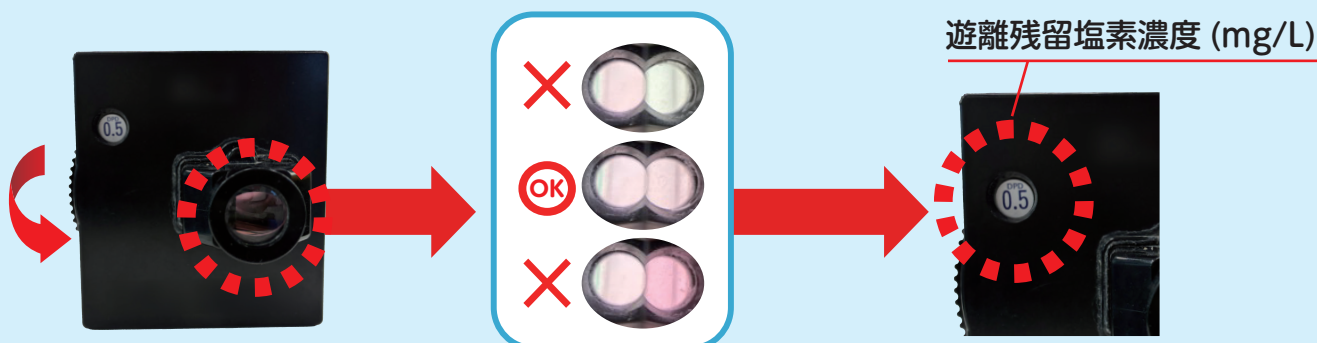
- ① 測定器に付属している透明な容器（セル）のうち、1つに DPD 試薬を入れる。



- ② 全てのセルに線の位置まで水を入れ、測定器にセットする。



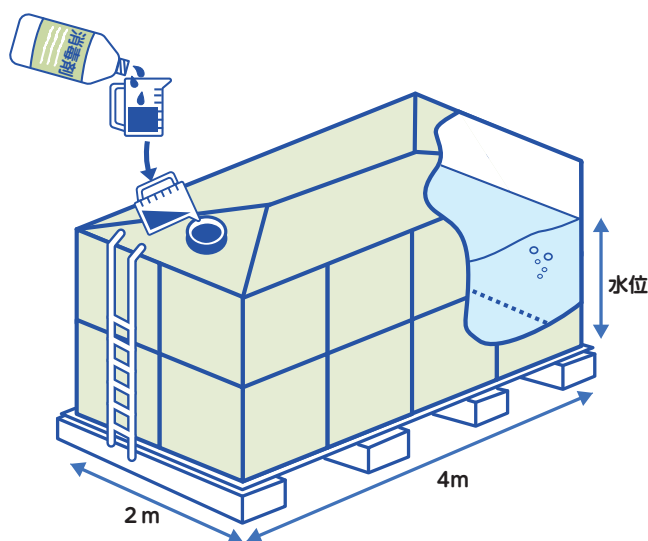
- ③ 直ちに試薬を入れたセルの色と測定器の比色板を比較し、一番近い色の数値を読み取る。その数値が遊離残留塩素濃度となる。



貯水槽水の消毒方法

貯水槽水の遊離残留塩素濃度が 0.1mg/L 未満の場合に飲料水の消毒を行う方法です。

- ① 貯水槽水の量を把握する。
貯水量＝貯水槽の底面積 × 貯留水の水位
※貯水槽のパネル1枚の1辺は 1 メートル
- ② 下表から必要な消毒剤の量を確認する。
- ③ 消毒剤を計量カップ等で量り、貯水槽上部のマンホールから注ぎ入れる。
- ④ 遊離残留塩素濃度を測定し、0.2mg/L 以上確保されていることが確認できたら、飲料水として使用する。



残留塩素濃度を 1.0mg/L にするために必要な投入量の目安

貯水槽水の量	消毒剤の投入量
1m ³	17 mL
2m ³	34 mL
3m ³	50 mL
4m ³	67 mL
5m ³	84 mL
10m ³	167 mL
20m ³	334 mL

6% 次亜塩素酸ナトリウム溶液を使用した場合

【注意事項】

- ① 消毒剤が肌に触れないようにすること。
- ② マンホールが複数ある場合は、消毒剤の投入量を分けて注ぎ入れること。
- ③ 消毒剤の投入後は、拡散に時間がかかるが、棒等のかき混ぜないこと。
- ④ 消毒後は、マンホールの蓋を閉め、施錠すること。

携帯トイレの準備

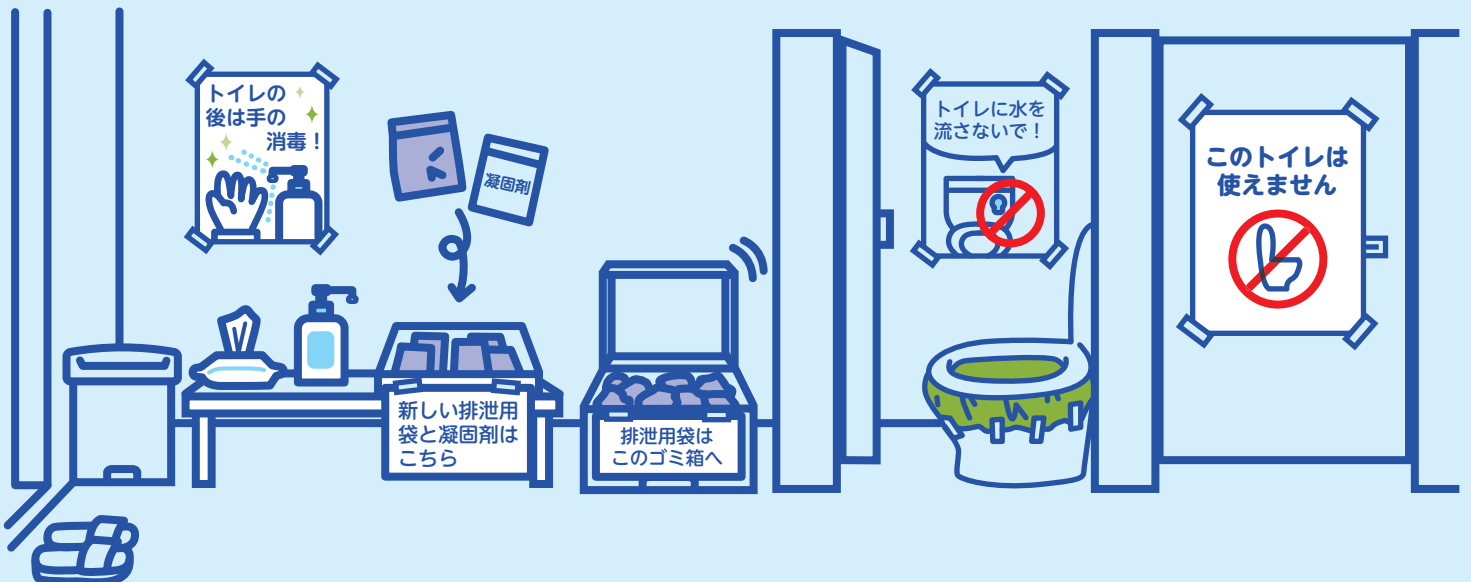
携帯トイレのキットの内容

- ・ 下地袋 
- ・ 排泄用袋 
- ・ 凝固剤または吸収シート 



事前の準備（管理者が実施）

- ① 下地袋を、排泄用袋が便器内の水で濡れないよう、便座の下に設置する。養生テープ等で固定するとよい。
（下地用袋の代わりに、専用のカゴを使うこともあります。）
- ② 排泄用袋と凝固剤等は、利用しやすいところに設置する。
- ③ 用便後に排泄用袋を捨てるゴミ箱を設置する。



この本の使い方

- ・各ページはミシン目で切り離して、そのまま使うことができます
- ・「避難所用ポスター」は避難所内の必要な場所に貼ってご利用ください
- ・「避難所運営用資料」は避難所管理者様向けに作成しています。管理室等に掲示するなどして、避難所スタッフで共有してください
- ・記入欄のあるポスターは、各避難所独自のルール等を書き入れてご利用ください



データのダウンロードができます！

本書は、東京都ウェブサイトからダウンロードすることができます。カラー版とモノクロ版を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/hinajo-kankyoeiseiposter>

東京都 避難所 環境衛生ポスター

